



寺島戦略社会保険労務士事務所
TERASHIMA STRATEGIC HR OFFICE

顧問先様用

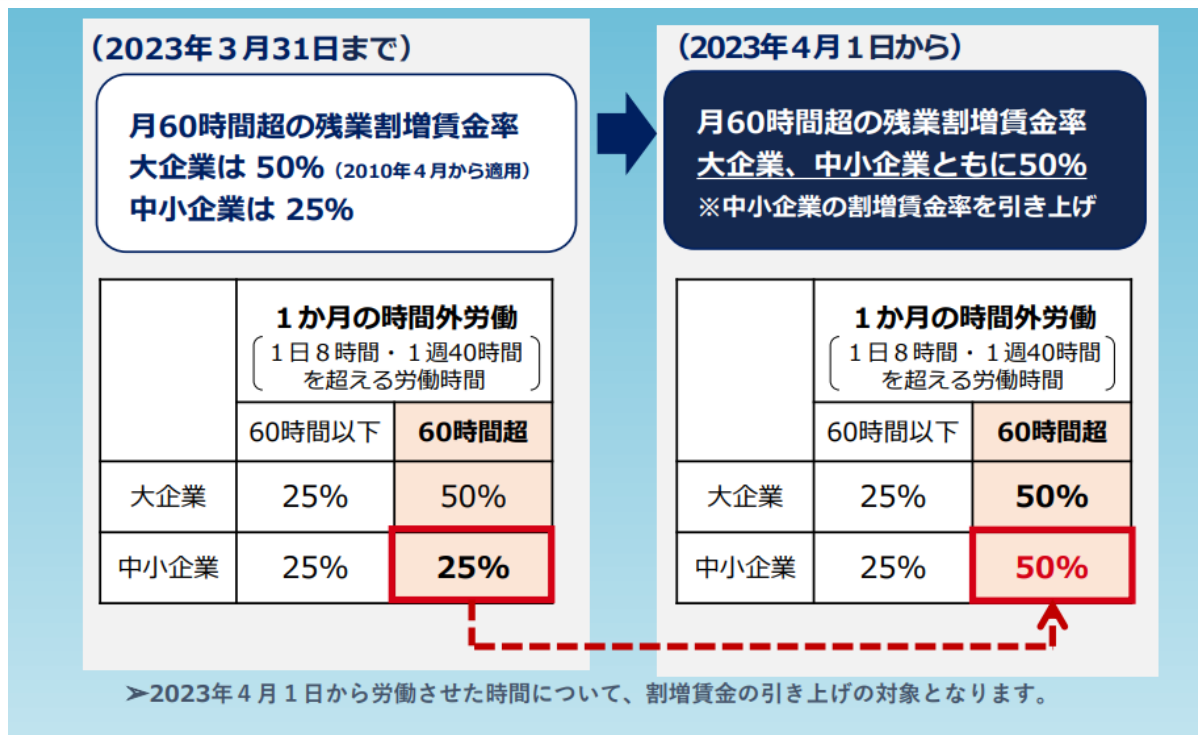
(中小企業様向け) 2023年4月～ 月60h超の法定時間外労働に対する 割増賃金率の変更 (25%⇒50%)

寺島戦略社会保険労務士事務所 所長 寺島 有紀

1. 改正のポイント



中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が25%⇒50%になります



中小企業に該当するかは、
①又は②を満たすかで判断されます。

| 業種 | ① 資本金の額または出資の総額 | ② 常時使用する労働者数 |
|-------------|-----------------|--------------|
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 上記以外のその他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |

【ご参考】

- ・月60時間超の時間外を深夜帯（22～翌5時）に行わせる場合は、深夜25%+時間外60超50%=75%割増となります。
- ・月60時間超の引き上げ分の割増支払いに変えて、労使協定の締結により有給の休暇（代替休暇）の付与も可能とされていますが、運用が煩雑なため、弊社からはお勧めしません。<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000uefi-img/2r9852000000ugqj.pdf>

2. 企業として必要な対応



2023年4月1日に向けて各社にて必要な対応は下記のとおりです。

| 2023年4月～ 変更点 | 企業必要アクション |
|------------------------------------|---|
| 月60h超の法定時間外労働に対する、割増賃金率の変更（25⇒50%） | <p>①賃金規程の改定 : 弊社から個別にご連絡させていただきます。</p> <p>※各社で内規・ガイド等作成している場合は、割増賃金率変更の影響有無を確認ください。</p> |
| | <p>②給与システム設定の確認・変更 : 各社様にてご対応ください。</p> <p>※各クラウド勤怠システムの設定詳細は弊社ではわかりかねます。 ご質問・ご確認はシステムサポート・営業ご担当者様にご依頼ください。</p> |
| | <p>③個別雇用契約書のひな形変更 : 弊社例を参考に、各社様にてご対応ください。</p> <p>※弊社DLサイトに、様式例を掲載いたしますので、ご活用ください。 なお本件について、既存入社者の個別雇用契約書まき直しは必要ありません。</p> |

別途弊社から個別にご連絡のうえ改定フォローさせていただきますが、ご質問があればいつでもご連絡ください！

3. 賃金規程イメージ



対応が必要になるのは2023年4月～ですが、2023年4月を待たずに改定することも可能です！
弊社からは、但し書きを入れて事前改定を行うパターンで、今後各社様にお声かけさせていただきます。

第●条（時間外勤務割増手当）

時間外勤務割増手当は、法定労働時間を超えて勤務をしたとき、勤務1時間につき、時間外勤務計算時における時間給に以下の割増賃金率を乗じて得た額とする。

- | | |
|-------------------------|----------|
| 1. 1か月60時間以下の法定労働時間外勤務 | 100分の125 |
| 2. 1か月60時間を超える法定労働時間外勤務 | 100分の150 |

第●条（施行）

本規程は、202●年●月1日より施行する。（但し、第24条第2号の100分の150は2023年3月末までは100分の125と読み替える。）

2023年4月を待たずに改定する場合、赤字の但し書きを入れます！
赤字を入れておくことで、事前に改定を済ませつつ
割増賃金率変更は2023年4月～とするリーガルミニマムな対応とできます。
（2023年4月以後、賃金規程の改定が発生した場合に、但し書きを削除します。）



2022年10月1日時点での厚労省発表資料に基づき策定しており、今後アップデートがある場合には適宜お知らせいたします。